

序

津田利治先生が亡くなられてからもう一年になる。先生は明治三十七年のお生まれだから、九四歳の天寿を全うされたことになる。先生は、大正一五年に慶應義塾大学法学部法律学科を卒業され、法学部の助手、助教を経て昭和十一年に教授に就任された。その後、昭和三五年から四十一年まで慶應義塾評議員を務められるなど、義塾の研究・教育および教育行政に尽力され、また、法制審議会商法部会委員や日本私法学会理事を務めるなど、社会的活動や学会活動にも大いに貢献された。先生のご専門は商法で、ご著書『横槍民法総論(法人ノ部)』、翻訳『ヘック利益法学』などのほか論文が多数ある。昭和二六年には『改正会社法の研究』で義塾賞を受賞された。先生はまた、昨年定年退職された法学部の津田昌名誉教授のご尊父でもあり、我々法学部関係者にとっては父子二代にわたって深いご縁がある。

昨平成十一年に、先生のご逝去を悼んで『法学研究』(七十二巻六号)に追悼記事が掲載されたが、その中に高島正夫先生が書かれた追悼文がある(哀しいことに、高島正夫名誉教授も昨年一二月に他界された)。その文中に、津田利治先生が学生の授業出席を大切なものと考えておられたため、一般講義の大教室にカメラを持ち込んで学生席を撮影し、学生には氏名・座席番号を書いて提出させ、後に写真と出席カードを照合することを思いついて実行さ

れた、と述懐されている。私はその頃の先生の講義を聞かせて頂いた法律学科の学生の一人であったから、その場面は覚えている。覚えている、というよりも、そのユニークな出欠チェックの方法が今でも強烈な印象として残っている。私は当時は「カメラにフィルムは装填されていない」説を採っていたが、先生は最後まで真相を明かさなかったから、真偽のほどは今もって不明である。その後暫くして、私が法学部に奉職してから、あまりお話を伺う機会もなく、先生は昭和四六年に退職され、名誉教授となられた。ただ、今しきりに先生の眼の大きい、温和な笑顔を思い出すのは、きっと、先生が新入りの若輩にまでいろいろな機会に優しく声を掛けて頂いたせいであろう。

我々後輩の者としては、先生の跡を引き継いで、自らの研究・教育の向上にひたすら研鑽を積むのみであり、本追悼号は、津田利治先生に縁のある方々が先生の学恩に捧げる論文集である。この論文集を先生のご霊前に捧げて、刊行の辞に代えたい。

二〇〇〇年二月一四日

法学部長 栗林忠男